

令和8年(2026年)2月2日

尼崎市長
松本眞

「コンビニ交付システムの構築」に関する情報提供依頼(RFI)について

平素は本市行政にご尽力賜りありがとうございます。

さて、本市では、市民サービスの維持・向上に向け、平成28年1月からコンビニ交付システムを導入しております。この度、既存システムの契約満了に伴い標題にありますとおり、コンビニ交付等の証明書発行に係るシステムを新規再構築するにあたり、実現性・妥当性の検証を行うため、関連情報の収集を目的として、貴社におけるパッケージ製品等のご紹介及び有益な情報の提供をお願いするものです。

1 本市システムの状況

① 住民記録・税システムベンダー:富士通Japan株式会社

住民記録:R7.9.16 標準仕様書準拠版システム移行済(MICJET住民記録システムV10)

税:R10.1 標準仕様書準拠版移行予定

② 戸籍システムベンダー:富士フィルムシステムサービス株式会社

R8.2 標準仕様書準拠版移行予定(戸籍総合システム・ブックレスシステム)

③ 庁内LGWANネットワーク保守ベンダー:株式会社ディ・アイ・システム

④ 庁内システムネットワーク保守ベンダー:株式会社ディ・アイ・システム

⑤ 共通基盤保守ベンダー: NEC

2 システム構築に関する概要

(1)構築するシステム

全国のコンビニエンスストアに設置されているKIOSK端末から、住民票等の証明書の発行を行うシステムを構築する。なお、証明発行サーバの構築場所は、クラウド環境を原則とする。

(2)コンビニ交付で発行する証明書種類及び令和6年度発行部数(コンビニ交付割合)

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ① 住民票の写し(世帯票とする。除票・履歴付は対象外)…………… | 70,133部(42.88%) |
| ② 住民票記載事項証明書…………… | 7,886部(78.27%) |
| ③ 印鑑登録証明書…………… | 47,128部(46.40%) |
| ④ 戸籍附票の写し(除附票は対象外)…………… | 752部(19.76%) |
| ⑤ 戸籍全部・個人事項証明書(除籍は対象外)…………… | 10,531部(26.72%) |
| ⑥ 市県民税課税額証明書(現年分)…………… | 8,882部(23.68%) |

なお、証明発行件数は増加傾向であるため、サーバ等の処理能力も今後の増加を見込むこと。

(3)サービス提供時間

①6:30～23:00(12月29日～翌年1月3日、保守点検日を除く)

ただし、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍附票の写しは月曜～土曜の9:00～17:00

(4)契約期間

①構築

契約締結日から令和9年12月31日まで

(予算措置の関係から契約開始日は令和9年4月1日以降となる予定)

②システム運用保守

令和10年1月1日から令和14年12月31日まで

③システム利用契約及びネットワーク機器リース契約

令和10年1月1日から令和14年12月31日まで

(管理用端末として本庁舎に端末機1台、プリンタ1台を設置すること)

3 システムの仕様

(1)公的個人認証サービスを利用したシステムの構築

公的個人認証サービス(JPKI)を用いた本人認証の仕組みに対応すること。

(2)クラウドコンピューティング型のコンビニ交付システムの構築

①地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)の「コンビニ交付システム要件定義書」、「証明書交付サービス仕様書」、「コンビニ交付システムインターフェース仕様書」、「証明発行サーバ間連携インターフェース仕様書」並びに「証明書交付サービスガイドライン(地方公共団体向け)」等の仕様に準拠すること。

②J-LISの提供する「証明書交付サービス仕様書」、「コンビニ交付システムインターフェース仕様書」、「証明発行サーバ間連携インターフェース仕様書」並びに「証明書交付サービスガイドライン(地方公共団体向け)」に準拠し、SOAP通信によりJ-LISの運営する証明書交付センターとの通信機能を構築すること。

③証明書交付センターから利用者証明用電子証明書のシリアル番号を取得後、交付可能証明書情報などの電文を送信すること。

④住民票、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書(戸籍法施行規則第73条第2項付録第22号様式による(以下「戸籍証明書」という。))、戸籍附票の写し、市県民税課税額証明書の各様式については、窓口発行証明書と同様とすること。

※上記の内の戸籍証明書及び戸籍附票の写しについては、戸籍システムは現在富士フィルムシステムサービス株式会社製のシステムを使用しており、調達時点も同社製のシステムを使用する予定。これらの証明書が貴社システムで出力が困難である場合は、理由を明記した上で、その他の証明書発行が可能か提案すること。

⑤J-LISが提供している上記仕様書等については、最新版を参考にすること。

(3) LGWAN セルフASP セグメントの構築

- ①証明発行サーバを設置するデータセンターにおいて、コンビニ交付システムにおける発行が、LGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービス提供が可能であること。
- ②既存システムと(住民記録・税および戸籍)証明発行サーバとの接続は、既設のファイバーオール等を用いたルーティングによって論理分断し、証明書データベースに係る通信のみ疎通可能とするように設定すること。
- ③上記セグメントを構築するために必要とされるネットワーク機器については、すべて用意すること。なお、既に敷設しているネットワーク機器の設定に作業が生じる場合は、本市にて行うが、本件受託者から庁内ネットワーク保守ベンダーに対して疎通させたい通信の制御に係る情報提供を行うものとする。

(4) 運用管理システムの構築

- ①コンビニ交付用の各種サーバの状態やアクセス状況等を監視する機能及び証明発行履歴(住記・税・戸籍)の管理機能を備えたシステムを構築すること。(管理システムには端末及び帳票出力用のプリンタを含むこと。端末及びプリンタは各1台を本市庁舎内に設置すること。)
- ②システム障害の発生などにより、各種証明データ(発行禁止など)の確認が必要となることを想定し、本システムで導入する監視端末からコンビニで発行するすべての証明書のイメージを確認がされること。
- ③DV及びストーカー行為などの被害者保護の支援措置によるコンビニ交付システムでの交付禁止情報の確認が可能であること。
- ④利用者本人からコンビニ交付システムでの証明書発行停止の申請があった場合は、発行を停止(禁止)できること。
- ⑤発行者一覧(都道府県別・発行場所別・年齢別・時間帯別等・種類別)の統計帳票の発行ができること。
- ⑥異動データの連携が正常に行われているのかを確認するため、連携状況(正常または異常)を隨時確認できること。
- ⑦異動データの連携に異常が発生した場合、再度異動データを受け取ることが可能で、かつ再連携後のデータが正常であるか確認できること。
- ⑧新たに外字等が発生した場合は、再度異動データを受け取ることが可能で、新規の外字が帳票ベースで反映されているか確認できること。
- ⑨交付サービス開始後の証明書様式変更や対象証明書の追加等における、J-LIS指定のシステム確認試験については、常時利用できるテスト環境を構築し、稼働済システムを停止させないこと。

4 既存システムとの連携の仕様

既存システム(住民記録・税および戸籍)から出力されたデータを基に、証明発行サーバに連携するシステムを構築すること。

- ①受託者は文字等の変換を行ない、証明データベースサーバ内にデータを取り込むこと。

- ②転送データは、オンラインでの転送とすること。
- ③戸籍及び戸籍附票証明書については、戸籍システムから戸籍証明書PDFを取得すること。
- ④稼動状況を監視用端末等の画面に表示させ、正常又は異常が即座に確認できる仕組みを構築すること。
- ⑤文字制約により、コンビニで証明書の発行ができないことが無いよう、窓口で発行している証明書の文字をコンビニ交付で再現できること。
- ⑥その他、データの形式などについては、提案者ごとに異なることが考えられるため、本市および既存の業務システムベンダーと協議の上、決定すること。
- ⑦コンビニにて発行された履歴を住記・税・戸籍システム側へ発行履歴として連携できること。
- ⑧システム導入にあたり、データ連携等により、既存戸籍システムに改修が想定される場合、費用については戸籍システムベンダーへ問い合わせ、入札金額に含めること。

【問い合わせ先】

富士フィルムシステムサービス株式会社
住所大阪市西区土佐堀二丁目2番17号
TEL : 06-6225-0390 FAX : 06-6225-0394

5 文字情報

基幹系システム

現在、本市基幹系システムで使用している文字データは「Unicode(UTF-8I)」で、JIS90(X0208,X0212)準拠、文字フォントは「MS明朝体」。また、外字は約 2,700 字あり、住民記録システムについては、標準仕様準拠システムへの移行が終了しているが文字については上記のとおり。

今後の基幹システムのMJ+対応については方針が立っておらず、新システム稼働時点(令和10年1月)での文字情報に関しては現時点では不明。

本調達では、窓口で発行している証明書の文字をコンビニ交付で再現できることを原則とする。但し、実現の可否についても情報提供を受けるため、文字について実現できる範囲(あらゆる文字情報に対応可能、PDFファイルに変換するため考慮不要、MJ+のみ可能等)を提案すること。

6 試験

システム確認試験

J-LISが規定する「試験実施要領」に基づき、テストを行う際は受託者による導入支援を行うこと。

7 運用保守

(1)運用支援

①専門的な知識を必要とする運用上の作業及びシステム保守作業、機器保守作業を行うこと。

- ②システムの定期的なメンテナンスを行うこと。
- ③パッケージのバージョンアップやメンテナンスは保守範囲に含めること。
- ④パッケージシステムのバージョンアップやバグ修正等においては、十分な検証作業を行ったのち、本番環境へ適用すること。
- ⑤問合せの窓口を明確にし、本市からのシステム機能や操作等に関する問い合わせに即座に対応が可能のこと。

(2)システムの研修

本市が円滑にシステムを運用できるように、システム導入時における操作研修、システムの運用に関する助言および指導を行なうこと。

(3)障害対応

構築業務及び運用保守業務において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応をすること。なお、不具合解消の対応によってシステムを停止する等の影響が生じる場合は、速やかに本市に連絡すること。

8 情報提供を依頼する事項

情報提供を依頼する事項は以下のとおり。

情報提供については【別紙1】回答書に記載すること。

(1)データ移行・連携

- ①データ移行及び連携が容易かつ安価に実現できるよう、また、貴社構築の証明データベースへの連携に必要な連携ファイルの項目やレイアウト、連携方法。
- ②基幹系システムとコンビニ交付システムのデータ連携については、両システム間のデータの整合性を保つ必要があることから、整合性確認の方法。

(2)作業内容、スケジュール等

システム稼動までに想定される作業内容、スケジュール等。

(3)文字

- ①「5 文字情報」を踏まえ、効率的な移行作業方法。併せて、それに伴う市側の作業や課題。
- ②令和 10 年 1 月時点で文字体系は現在とは異なるものとなる可能性があるが、その際の対応方法。

(4)証明書の様式

新システムにおいて発行する証明書の様式については、全て標準仕様準拠の様式、レイアウトで作成可能かについて。また、対応する標準仕様書の版数。

(5)運用保守

以下の障害対応体制について。

- ① 保守受付時間(例: システム稼働時間中 6:30～23:00、または 24 時間 365 日 等)
- ② 障害連絡後の初動対応時間(例: 連絡後〇時間以内に対応開始)
- ③ 復旧目標時間(重大障害・軽微障害別)

- ④ 保守拠点の所在地
- ⑤ オンサイト対応の可否
- ⑥ 障害対応の連絡体制(連絡先、エスカレーションフロー等)

(6)システム構成図

貴社の考える最適な構成を図面により提出すること。

(7)データセンター要件

① セキュリティ認証要件

証明発行サーバを設置するデータセンターについて、以下の認証を取得していることが望ましいため、その取得状況について。

- 1 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークの認定取得

- 2 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO／IEC27001」の認証取得

② データセンターにおけるセキュリティ要件

以下のセキュリティ対策について、貴社データセンターでの対応状況について。

- 1 サーバ室管理区域への入退室管理方法(ICカード認証等)

- 2 データセンター内及びサーバ室内の監視体制(24時間365日カメラ監視等)

- 3 磁気記録媒体やパソコン等の持込時のセキュリティ対策(ウィルスチェック等)

- 4 磁気記録媒体等の紛失防止対策

- 5 サーバ等のID、パスワード管理方法

- 6 本市によるセキュリティ監査実施時の協力体制

③ 災害対策要件

以下の災害対策について、貴社データセンターでの対応状況について。

- 1 データセンターの立地条件(津波・水害予想図における浸水予測の有無)

- 2 耐震基準(震度〇強以上の地震に耐え得る構造であること)

- 3 火災対策(消火設備の種類、不活性ガス消火設備の有無等)

- 4 電力の冗長化対策

- ・電力会社からの受電系統数

- ・非常用自家発電設備の容量及び無給油連続運転可能時間

- 5 サーバの耐震対策(ラック固定等)

- 6 温湿度管理体制

- 7 無停電電源装置(UPS)の設置状況

④ システム監視・運用体制

- 1 運用監視体制(24時間365日有人監視の可否)

- 2 監視対象項目

- ・システムログ、CPU使用率、メモリ使用率等のサーバ稼働状況

- ・ネットワーク機器の稼働状況

- ・個人情報が保管されたサーバへのアクセス状況監視

- ・アクセスログの保管

3 バックアップ体制

- ・バックアップ頻度(毎日実施の可否)
- ・バックアップデータの保管期間
- ・バックアップデータの保管場所(遠隔地保管の可否)

4 データの論理的独立性確保(他自治体データとの分離)

(8)他市稼働実績

本市に提案可能なシステムについての他自治体での稼働実績。

9 費用、見積明細書について

- ①費用については別添の【別紙2】見積様式を使用すること。
- ②ハードウェア・ソフトウェアのリース及び保守経費は、令和10年1月～令和14年12月(60ヶ月)の、年度別に見積様式内に明記すること。

10 その他留意事項

- (1)本招請の提出期限:令和8年2月27日(金)(【別紙1】【別紙2】その他提出資料共)
- (2)本招請の実施に要する費用は、貴社の負担とする。
- (3)貴社のみで情報提供が困難な場合は、他社と共同しての情報提供方式も可能。その際は提供元の企業についても記載すること。
- (4)本資料による情報提供の依頼は、情報システムに関する技術や各種情報を得る目的のため、契約に関する意図や意味を持つものではない。
- (5)提供情報については、本市のみで活用し、貴社に断りなく他の地方公共団体や他社へ提供しません。
- (6)提供情報・資料については返却しません。
- (7)提供情報に関して、プレゼンテーション等を含め、後日問い合わせなどを行う場合があります。

以上